

# 移住希望者の小樽体験ツアー実施業務公募型プロポーザル 応募要領

## 1 委託業務名

移住希望者の小樽体験ツアー実施業務

## 2 選定の方法

移住希望者の小樽体験ツアーを実施するに当たり、提案書の公募によるプロポーザル方式により、受託者を選定するもの。

## 3 委託業務の概要

### (1) 業務内容

移住希望者の小樽体験ツアー実施業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）を参照のこと。

### (2) 委託期間

契約締結日から令和2年3月30日（月）まで

### (3) 支出予定委託料

779千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

本業務の実施に係る全ての経費は委託料に含むものとする。

### (4) 委託者

小樽市

### (5) 契約保証金

上記(3)の10/100以上の額

ただし、小樽市契約規則（平成8年市規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 4 日程及び期限

内 容	日程・期限
仕様書等の交付	令和元年11月22日（金）～令和元年12月11日（水）
質問の受付	令和元年12月5日（木）午後5時20分まで
質問の回答	随時回答、最終：令和元年12月11日（水）
参加申込書等の提出期限	令和元年12月13日（金）午後5時20分まで
ヒアリングの実施	令和元年12月19日（木）予定
審査結果の通知	令和元年12月23日（月）予定
委託契約の締結	令和元年12月25日（水）予定
業務委託開始	令和元年12月25日（水）予定

## 5 仕様書等の交付方法

12月11日（水）まで、小樽市ホームページからダウンロードもしくは、総務部企画政策室において交付する。

●ホームページアドレス：

[http://www.city.otaru.lg.jp/jigyo/nyusatu/kojiigai/kikaku/otaru\\_taikentour\\_proposal](http://www.city.otaru.lg.jp/jigyo/nyusatu/kojiigai/kikaku/otaru_taikentour_proposal)

## 6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。
  - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
  - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- (2) 小樽市内に本社・本店・主たる事務所を有している法人であること。
- (3) 小樽市税に法人として滞納がないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (6) 現に、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、参加資格はないものとする。

## 7 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等について不明な点がある場合には、質問書を提出すること。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

### (1) 受付方法

質問書（様式7）を、ファクシミリ又は電子メールで令和元年12月5日（木）午後5時20分までに小樽市総務部企画政策室へ送信すること。また、送信後に、電話で着信を確認すること（送信先及び確認連絡先は、「12 提出先・問合せ先」を参照すること。）。

### (2) 回答方法

質問書への回答については、令和元年12月11日（水）までに行うものとする。

なお、質問者にはファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、その内容について小樽市ホームページに掲載する。

## 8 参加申込書等の提出

### (1) 提出方法

小樽市総務部企画政策室まで持参、もしくは郵送すること。

(2) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 会社・法人等の概要（様式自由、ただしA4判とする。）
- ③ 企画提案書（様式2）
- ④ 業務実施体制（様式3）
- ⑤ 見積書（様式4）
- ⑥ 使用印鑑届（様式5）
- ⑦ 誓約書（様式6）
- ⑧ 登記簿謄本（登記事項全部証明書）（写し可。提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- ⑨ 小樽市税に滞納がないことの証明書（写し可。提案書提出日前1か月以内に発行されたものに限る。）
- ⑩ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可。提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- ⑪ 決算報告書等（申請時直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書等を提出すること。）

(3) 提出部数

- ・ 8(2)の①、⑥～⑪は各1部
  - ・ 8(2)の②～⑤は各10部
- （③企画提案書及び⑤見積書は正本1部のみ押印し、残り9部は複写とする。）

(4) 提出期限

令和元年12月13日（金）午後5時20分

※提出期限後の参加申込書等の差し替え、再提出は認めない。

(5) 辞退する場合

参加申込書等の提出後に辞退する場合は、ヒアリング実施日の前日までに参加辞退届（様式8）を持参又は郵送の方法により提出すること（郵送の方法による場合は、ヒアリング実施日の前日までに到着するようにすること。）。

(6) 留意事項

- ① 業務実施体制（様式3）は当該業務に従事するもの全員について記入すること。また、業務体制全体図やフロー図（任意様式）も併せて提出すること。
- ② 企画提案書（様式2）は仕様書を参照の上、別紙（任意様式）で下記の事項を記載すること。
  - ア 移住希望者の小樽体験ツアーの実施
    - ・ 定員、実施日程・ツアースケジュール（予定）
    - ・ 体験内容、視察先・懇談相手の選定方法及び見込み
    - ・ 滞在予定場所、移動手段
  - イ 移住起業希望者の小樽体験ツアーの実施
    - ・ 定員、実施日程・ツアースケジュール（予定）
    - ・ 体験内容、講師・セミナー内容・視察先・懇談相手の選定方法及び見込み

- ・滞在予定場所、移動手段
- ウ ツアー参加者募集のための広報
  - ・周知方法及び活用予定媒体
- ③ 企画提案書に添付する業務工程表（任意様式）は、実施スケジュールと役割分担が具体的にわかるように記載すること。
- ④ 見積書（様式4）は、具体的な積算内訳書を添付すること。なお、見積金額及び内訳金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

## 9 選定方法等

### (1) 審査体制

小樽市職員で構成する選考委員会（以下「委員会」という。）が、別紙に掲げる評価項目に従って審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。

### (2) 審査方法

委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、評価項目をもとに審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。

ただし、委員会で審査をした結果、合計点が満点の半分に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。

### (3) ヒアリングの実施

12月19日（木）を予定。

発表時間は1事業者につき40分以内（内容説明20分以内、質疑応答20分以内）とする。詳細な日時、場所については後日〔様式9〕により通知する。

### (4) 評価項目

別紙「選定評価項目及び評価内容」のとおり

### (5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ① 「6 参加資格」を満たさなくなった場合
- ② 期限までに必要書類が提出されなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽があった場合
- ④ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ⑤ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑥ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑦ その他、委員会で本事業の遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合

### (6) 事前審査

応募者が多数の場合は、提出された書類により事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する事業者を選定することがある。

### (7) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に文書〔様式10又は11〕により通知し、小樽市ホームページ

ジに掲載する。

なお、選定結果及び選考の経過についての問い合わせ、異議申し立てに対しては応じない。

## 10 契約手続等

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容（見積内容を含む。）をもってそのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

## 11 企画提案に関する留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出及びヒアリング出席等、審査参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、受託者の選定以外には使用しない。
- (3) 提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とする。
- (6) 本業務に関して、提案者が1者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (7) 提案書は、小樽市情報公開条例（平成18年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第7条各号の不開示情報を除き、開示の対象となる。ただし企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第7条第3号又は第5号の規定により、開示の対象としない。
- (8) 審査において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとする。また、本プロポーザルへの関わりがなくなった時点で、小樽市から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄すること。

## 12 提出先・問合せ先

小樽市総務部企画政策室（本館3階）担当：木島、西尾

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

電話：(0134)32-4111 内線 273

FAX：(0134)22-6727

電子メール：kikaku@city.otaru.lg.jp

### 移住希望者の小樽体験ツアー実施業務 プロポーザル選定評価項目及び評価内容

評価項目	配点	評価内容
<b>1 業務実施体制等について（20点）</b>		
業務体制等	10	委託業務全般を適正かつ確実に遂行するに足る知見・知識及び業務体制を備えているか。
見積内容	10	各業務に係る経費の内容が明確に示されており、妥当な金額であるか。
<b>2 提案のツアー内容について（70点）</b>		
<b>（1）移住希望者の小樽体験ツアーの実施</b>		
定員、日程の設定	5	適切な定員数、参加しやすい日程となっているか。
市内視察	10	移住後の生活をイメージできるような視察先となっているか。
既移住者との懇談	10	地域住民等との交流を深める体験となることが期待できるか。
体験内容	5	小樽らしさを感じられる内容となっているか。
<b>（2）移住・起業希望者の小樽体験ツアーの実施</b>		
定員、日程の設定	5	適切な定員数、参加しやすい日程となっているか。
物件視察	10	参加者にとって有益な視察先を選定しているか。
起業に関するセミナー	10	起業を検討する上で参考となる内容となっているか。
既起業家との懇談	10	移住後に起業する際の助けとなることが期待できるか。
体験内容	5	小樽らしさを感じられる内容となっているか。
<b>3 ツアー参加者募集のための広報について（10点）</b>		
周知方法	10	活用予定媒体は適切であり、十分に参加申込を見込めるものであるか。
<b>合計100点</b>		

※ 合計点の半分の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。